

平成十五年六月十三日受領  
答弁第九四号

内閣衆質一五六第九四号

平成十五年六月十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出金融機関等に投入された公的資金の損失額等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出金融機関等に投入された公的資金の損失額等に関する質問に対する答弁書

一について

「これまで金融機関等に投入された公的資金」の意味するところが必ずしも明らかでないが、預金保険機構が初めて預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十四条第一項に基づく資金援助を実施した平成四年度から平成十四年度までの間の預金保険機構による資金援助等の業務に係る金額は、別表第一のとおりである。なお、各業務の性質がそれぞれ異なることから、その金額は、合算すべきものではないと考える。

二について

預金保険機構は、一についてでお答えした資金援助のうち金銭の贈与の財源に充てるために、預金保険法附則第十九条の五第一項の規定により、交付された国債の償還を受けており、その金額は十兆四千三百二十六億円である。このほかに国の負担が確定したものは無い。

三について

一についてでお答えした預金保険機構による資金援助等の業務に係る金額のうちには、金銭の贈与等の

ようにそもそも評価になじまないものが含まれているので、お答えすることは困難である。

四について

一についてでお答えした預金保険機構による資金援助等の業務についてのお尋ねの点は、別表第二のとおりである。

別表第一

根拠法令等	金額 (単位:億円)
預金保険法第 64 条第 1 項に基づく金融機関の破綻処理に係る資金援助等	176,826
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律 (平成 10 年法律第 5 号) 第 5 条第 2 項に基づく金融機関等からの優先株式等の引受け等	18,156
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 (平成 10 年法律第 132 号) 第 53 条第 1 項第 1 号ニに基づく金融機関等からの資産の買取り	2,606
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 72 条第 1 項に基づく特別公的管理銀行に対する特例資金援助等	162,337
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律 (平成 10 年法律第 143 号) 第 4 条第 3 項に基づく金融機関等からの株式等の引受け等	86,053

(注) 金額欄は億円未満を切り捨てた。

別表第二

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位:億円)	⑤投入理由	⑥掲が確定した 金額(単位:億円)	⑦その公的資金の現 時点での評価額と投入 額の差(円価構造)	⑧投入額相応の効 果があったか否か	⑨投入すること によって上がった効果 の中等	
○旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強実績									
(株)みずほフィナンシャルグループ									
旧(株)日本興業銀行	平成10.3.30	劣後債	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	0	資本増強が行われたこと によって、金融システムに ①日本の金融システムに 対する内外の金融市場に おける信頼を相当程度回 復した、 ②地域の金融システムの 安定化と経済の活性化に 資した、 ③信用供与の円滑化とい う旧安定化法及び早期健 全化法の趣旨にのっとり、 各行とも信用供与の減少 を回避するような方策を策 定し実行した 等、資本増強が我が国の 金融システムの安定化に 寄与したことが認められ る。	
	11.3.30	優先株	3,500	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
	11.3.30	劣後債	2,500	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
旧(株)第一勧業銀行	10.3.30	優先株	990	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
	11.3.30	優先株	7,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
	11.3.30	劣後ローン	2,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
旧(株)富士銀行	10.3.30	劣後債	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
	11.3.30	優先株	8,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
	11.3.30	劣後債	2,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
旧安田信託銀行(株)	10.3.30	劣後債	1,500	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
(株)三井住友フィナンシャルグループ									
旧(株)さくら銀行	10.3.30	劣後債	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
	11.3.30	優先株	8,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
旧(株)住友銀行	10.3.30	劣後債	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
	11.3.30	優先株	5,010	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
(株)三菱東京フィナンシャルグループ									
旧(株)東京三菱銀行	10.3.30	劣後債	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
三菱信託銀行(株)	10.3.30	劣後債	500	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
	11.3.30	優先株	2,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
	11.3.30	劣後債	1,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
(株)UFJホールディングス									
旧(株)三和銀行	10.3.30	劣後債	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
	11.3.30	優先株	6,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
	11.3.30	劣後債	1,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
旧(株)東海銀行	10.3.30	劣後ローン	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
	11.3.30	優先株	6,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		
旧東洋信託銀行(株)	10.3.30	劣後債	500	旧安定化法第5条第2項	0	0	0		
	11.3.30	優先株	2,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	0		

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位:億円)	⑤投入理由	⑥損が確定した 金額(単位:億円)	⑦その公的資金の理 由点での評価額と投入 額の差(詳細欄参照)	⑧投入すること によって上がった効果 の中身
(株) リソナホールディングス							<p>資本増強が行われたこと によって、金融システムに ①日本の金融システムに 対する内外の金融市場に おける信頼を相当程度回 復した、 ②地域の金融システムの 安定化と経済の活性化に 資した、 ③信用供与の円滑化とい う旧安定化法及び早期健 全化法の趣旨にのっとり、 各行とも信用供与の減少 を回避するような方を策 定し実行した 等、資本増強が我が国の 金融システムの安定化に 寄与したことが認められ る。</p>
旧(株)大和銀行	10.3.30	劣後ローン	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	
	11.3.30	優先株	4,080	早期健全化法第4条第3項	0	0	
旧(株)あさひ銀行	10.3.30	劣後ローン	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	
	11.3.30	優先株	4,000		0	0	
	11.3.30	劣後ローン	1,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	
(株)近畿大阪銀行	13.4.25	優先株	600		0	0	
三井フィナンシャルグループ							
旧中央信託銀行(株)	10.3.30	優先株	320	旧安定化法第5条第2項	0	0	
	10.3.30	劣後ローン	280		0	(返済済み)	
	11.3.30	優先株	1,500	早期健全化法第4条第3項	0	0	
旧三井信託銀行(株)	10.3.30	劣後債	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	0	
	11.3.30	優先株	2,503		0	0	
	11.3.30	劣後ローン	1,500	早期健全化法第4条第3項	0	0	
住友信託銀行(株)	10.3.30	劣後債	1,000	旧安定化法第5条第2項	0	(返済済み)	
	11.3.30	優先株	1,000		0	0	
	11.3.30	劣後債	1,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	
(株)横浜銀行	10.3.30	劣後ローン	200	旧安定化法第5条第2項	0	(返済済み)	
	11.3.30	優先株	1,000		0	0	
	11.3.30	劣後ローン	1,000	早期健全化法第4条第3項	0	0	
(株)あしきフナナインヤルグループ							
(株)足利銀行	10.3.30	劣後債	300	旧安定化法第5条第2項	0	0	
	11.9.29	優先株	750		0	0	
	11.11.29	優先株	300	早期健全化法第4条第3項	0	0	
(株)もみじホールディングス							
(株)広島総合銀行	11.9.29	優先株	200	早期健全化法第4条第3項	0	0	
	11.9.29	劣後ローン	200		0	0	
(株)北陸銀行	10.3.30	劣後ローン	200	旧安定化法第5条第2項	0	0	
	11.9.29	優先株	750		0	0	
(株)琉球銀行	11.9.29	劣後債	400	早期健全化法第4条第3項	0	0	

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位:億円)	⑤投入理由	⑧損か確定した 金額(単位:億円)	⑨その公的資金の現 座点での評価額と投入 額の差(評価損益)	⑩投入することによ って上がった効果 の中身	
(株)熊本フジ-銀行	12.2.29	優先株	300	早期健全化法第4条第3項	0	0	資本増強が行われたこと によって、 ①日本の金融システムに 対する内外の金融市場に おける信頼を相当程度回 復した。 ②地域の金融システムの 安定化と経済の活性化に 資した。 ③信用供与の円滑化とい う旧安定化法及び早期健 全化法の趣旨にのっとり、 各行とも信用供与の減少 を回避するような方策を策 定し実行した 等、資本増強が我が国の 金融システムの安定化に 寄与したことが認められ る。	
(株)北海道銀行	12.3.31	劣後債	450	早期健全化法第4条第3項	0	0		
(株)新生銀行								
旧(株)日本長期信用銀行	10.3.30	優先株	1,300	旧安定化法第5条第2項	0	▲1,300		
(株)新生銀行	10.3.30	劣後ローン	466		0	(返済済み)		
(株)新生銀行	12.3.31	優先株	2,400		0	0		
(株)千葉興業銀行	12.9.29	優先株	600	早期健全化法第4条第3項	0	0		
(株)八千代銀行	12.9.29	劣後債	350		0	0		
(株)あおぞら銀行								
旧(株)日本債券信用銀行	10.3.30	優先株	600	旧安定化法第5条第2項	0	▲600		
(株)あおぞら銀行	12.10.3	優先株	2,600		0	0		
(株)関西さわやか銀行	13.3.30	優先株	80		0	0		
	13.3.30	劣後債	40		0	0		
(株)東日本銀行	13.3.30	優先株	200	早期健全化法第4条第3項	0	0		
(株)岐阜銀行	13.4.25	優先株	120		0	0		
(株)福岡シティ銀行	14.1.31	劣後債	700		0	0		
(株)和歌山銀行	14.1.31	劣後債	120		0	0		
(株)九州親和ホールディングス								
(株)九州銀行	14.3.25	劣後債	300	早期健全化法第4条第3項	0	0		

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位：億円)	⑤投入理由	⑥増が確定した金額 (単位：億円)	⑦その公的資金の現時点での 評価額と投入額の差(評 価増益)	⑧投入額相応の効果 があったか否か	⑨投入することによ り上がった効果の中身
○預保法及び金融再生法に基づく資金援助実績								
(株) 東邦相互銀行	平成 4. 4. 1	貸付 (5年間)	80	預保法第64条第1項	0	(返済済み)		資金援助が行われたことにより、 ①当該合併等が行われたことで預金 の保護が図られた。 ②当該合併等が行われたことにより、 当該破綻金融機関が業務を行っている地域 又は分野における資金の円滑な需給及び利用 者の利便に大きな支障が生ずるおそれ が回避された。 ③資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。
東洋信用金庫	4.10. 1	金銭贈与	200	預保法第64条第1項	0	—		
金石信用金庫	5.10. 1	金銭贈与	260	預保法第64条第1項	0	—		
大阪府民信用組合	5.11. 1	金銭贈与	199	預保法第64条第1項	0	—		
信用組合岐阜南額	7. 3.13	金銭贈与	25	預保法第64条第1項	0	—		
東京協和信用組合 安全信用組合	7. 3.20	金銭贈与	400	預保法第64条第1項	0	—		
友愛信用組合	7. 7.31	金銭贈与	28	預保法第64条第1項	0	—		
(株) 兵庫銀行	8. 1.29	金銭贈与	4,730	預保法第64条第1項	0	—		
コアエ信用組合	8. 3.25	金銭贈与	1,250	預保法第64条第1項	0	—		
福井県第一信用組合	8. 8.19	金銭贈与	5	預保法第64条第1項	0	—		
(株) 太平洋銀行	8. 9.17	金銭贈与	1,170	預保法第64条第1項	0	—		
山陽信用組合	8.11. 5	金銭贈与	129	預保法第64条第1項	0	—		
		資産買取	33	預保法第64条第1項	0	—		
けんみん大和信用組合	8.11. 5	金銭贈与	108	預保法第64条第1項	0	—		
		資産買取	38	預保法第64条第1項	0	—		
大阪信用組合	9. 1.20	金銭贈与	1,704	預保法第64条第1項	0	—		
		資産買取	829	預保法第64条第1項	0	—		
本津信用組合	9. 2.24	金銭贈与	10,044	預保法第64条第1項	0	—		
三福信用組合	9. 4.21	金銭贈与	253	預保法第64条第1項	0	—		



①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位: 億円)	⑤投入理由	⑥損が確定した金額 (単位: 億円)	⑦その公的資金の現時点での 評価額と投入額の差 (単位: 億円)	⑧投入額相応の効果 があつたか否か	⑨投入することによつ て上がった効果の中身
阪神労働信用組合	9. 11. 4	金銭贈与	37	預保法第64条第1項	0	-	-	①当該合併等が行われたことによつて、 ②当該合併等が行われたことにより預金者等の保 護が図られた、 ③当該破綻金融機関が業務を行つていない地域 又は分野における資金の円滑な需給及び利用 者の利便に大きな支障が生ずるおそれがある 等、資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。
		資産買取	4					
北九州信用組合	9. 11. 17	金銭贈与	40	預保法第64条第1項	0	-	-	
		資産買取	38					
神奈川県信用組合	9. 11. 25	金銭贈与	189	預保法第64条第1項	0	-	-	
		資産買取	232					
(株) 阪和銀行	10. 1. 26	金銭贈与	812	預保法第64条第1項	0	-	-	
		資産買取	2,083					
土岐信用組合	10. 1. 26	債券引当	40	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	43					
東海信用組合	10. 2. 9	資産買取	11	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	150					
田辺信用組合	10. 4. 13	資産買取	23	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	816					
朝銀大阪信用組合	10. 5. 11	資産買取	264	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	2,626					
逓信信用組合	10. 8. 24	資産買取	476	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	21					
豊信信用組合	10. 9. 28	資産買取	12	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	98					
(株) 福徳銀行 (株) なにわ銀行	10. 10. 1	資産買取	31	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	3,018					
西南信用組合	10. 10. 19	資産買取	82	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	69					
(株) 京都共栄銀行	10. 10. 26	資産買取	436	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	581					
品川信用組合	10. 11. 9	資産買取	170	預保法第64条第1項	0	-	-	
		金銭贈与	100					
(株) 北海道拓殖銀行	10. 11. 16	資産買取	17,732	預保法第64条第1項	10,387	-	-	
		金銭贈与	16,166					
(株) 徳陽シティ銀行	10. 11. 24	資産買取	1,192	預保法第64条第1項	557	-	-	
		金銭贈与	1,695					
中国信用組合	10. 11. 24	資産買取	48	預保法第64条第1項	17	-	-	
		金銭贈与	23					
六甲信用組合	10. 11. 24	資産買取	74	預保法第64条第1項	9	-	-	
		金銭贈与	79					
豊栄信用組合	10. 12. 7	資産買取	133	預保法第64条第1項	29	-	-	
		金銭贈与	76					
太平信用組合	10. 12. 14	資産買取	171	預保法第64条第1項	55	-	-	
		金銭贈与	100					

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位：億円)	⑤投入理由	⑥増が確定した金額 (単位：億円)	⑦その公的資金の時時点での評価額と投入額の差(評価増減)	⑧投入額相応の効果があったか否か	⑨投入することによって上がった効果の中身
東興信用組合	10. 12. 21	金銭贈与 資産買取	102 109	預保法第64条第1項	0 0	-	資金援助が行われたことにより、 ①当該合併等が行われたこと、 ②当該合併等が行われたこと、 ③当該破綻金融機関が業務を行っている地域 又は分野における資金の円滑な需給及び利用 者の利便に大きな支障が生ずるおそれ が回懸された 等、資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。	
長岡信用組合	11. 1. 11	金銭贈与 資産買取	17 29	預保法第64条第1項	0 0	-		
大和信用組合	11. 1. 11	金銭贈与 資産買取	510 174	預保法第64条第1項	83 0	-		
奈良県信用組合	11. 1. 18	金銭贈与 資産買取	108 40	預保法第64条第1項	15 0	-		
静岡商銀信用組合	11. 1. 25	金銭贈与 資産買取	160 22	預保法第64条第1項	110 0	-		
湘南信用組合	11. 2. 8	金銭贈与 資産買取	129 86	預保法第64条第1項	23 0	-		
日本貯蓄信用組合	11. 2. 8	金銭贈与 資産買取	226 90	預保法第64条第1項	37 0	-		
西武信用組合	11. 2. 15	金銭贈与 資産買取	49 49	預保法第64条第1項	0 0	-		
神奈川商工信用組合	11. 2. 22	金銭贈与 資産買取	124 99	預保法第64条第1項	10 0	-		
信用組合山口商銀	11. 2. 22	金銭贈与 資産買取	203 112	預保法第64条第1項	72 0	-		
息根商銀信用組合	11. 2. 22	金銭贈与 資産買取	9 2	預保法第64条第1項	4 0	-		
河内信用組合	11. 3. 8	金銭贈与 資産買取	895 289	預保法第64条第1項	285 0	-		
相模原信用組合	11. 3. 8	金銭贈与 資産買取	263 249	預保法第64条第1項	19 0	-		
(株) みどり銀行	11. 3. 23	資産買取	2,639	預保法第64条第1項	0	-		
埼玉商銀信用組合	11. 3. 23	金銭贈与 資産買取	353 83	預保法第64条第1項	235 0	-		
北海商銀信用組合	11. 3. 29	金銭贈与 資産買取	97 33	預保法第64条第1項	45 0	-		
(株) みどり銀行	11. 4. 1	金銭贈与	7,714	預保法第64条第1項	2,604	-		
高島信用組合	11. 4. 5	金銭贈与 資産買取	57 27	預保法第64条第1項	9 0	-		
大阪東和信用組合	11. 4. 19	金銭贈与 資産買取	118 37	預保法第64条第1項	26 0	-		
和歌山県商工信用組合	11. 5. 6	金銭贈与 資産買取	1,738 425	預保法第64条第1項	330 0	-		
興和信用組合	11. 5. 17	金銭贈与 資産買取	347 122	預保法第64条第1項	66 0	-		



①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位：億円)	⑤投入理由	⑥掲が確定した金額 (単位：億円)	⑦その公的資金の現時点での評価額と投入額の差(許 差構造)	⑧投入額相応の効果 があつたか否か	⑨投入することによつ て上がった効果の中身
富山商銀信用組合	12. 6. 26	金銭贈与 資産買取	23 7	預保法第64条第1項	0	-	<p>資金援助が行われたことによつて、</p> <p>①当該合併等を行うことが可能になつた、保 護が図られた、機関が業務を行っている地域 又は分野における資金の円滑な需給及び利用 者の利便に大きな支障が生ずるおそれ回避 された</p> <p>等、資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。</p>	
日本信販信用組合	12. 8. 7	金銭贈与 資産買取	525 186	預保法第64条第1項	0	-		
(株) 国民銀行	12. 8. 14	金銭贈与 資産買取	1,749 343	預保法第64条第1項	0	-		
(株) 日本債券信用銀行	12. 8. 31	金銭贈与 資産買取	31,414 824	金融再生法第72条	29,721	-		
西相信用金庫	12. 11. 13	金銭贈与 資産買取	146 91	預保法第64条第1項	0	-		
松沢信用金庫	12. 12. 4	金銭贈与 資産買取	176 63	預保法第64条第1項	0	-		
北兵庫信用組合	12. 12. 11	金銭贈与 資産買取	94 33	預保法第64条第1項	0	-		
京都みやこ信用金庫	13. 1. 4	金銭贈与 資産買取	2,180 1,083	預保法第64条第1項	333	-		
京都みやこ信用金庫	12. 12. 18	金銭贈与 資産買取	1,390 501	預保法第64条第1項	320	-		
南京都信用金庫	13. 1. 4	金銭贈与 資産買取	1,390 501	預保法第64条第1項	0	-		
小川信用金庫	12. 12. 18	金銭贈与 資産買取	1,389 1,006	預保法第64条第1項	67	-		
岡山市民信用金庫	13. 1. 9	金銭贈与 資産買取	1,006 223	預保法第64条第1項	0	-		
(株) なみはや銀行	13. 2. 5	金銭贈与 資産買取	108 108	預保法第64条第1項	0	-		
(株) なみはや銀行	13. 1. 29	金銭贈与 資産買取	6,294 1,905	預保法第64条第1項	3,702	-		
(株) 幸福銀行	13. 2. 13	金銭贈与 資産買取	1,905 4,884	預保法第64条第1項	0	-		
(株) 幸福銀行	13. 2. 26	金銭贈与 資産買取	4,884 1,706	預保法第64条第1項	2,095	-		
わかば信用金庫	13. 2. 26	金銭贈与 資産買取	209 188	預保法第64条第1項	28	-		
四国貯蓄信用組合	13. 2. 26	金銭贈与 資産買取	57 62	預保法第64条第1項	0	-		
日南信用金庫	13. 3. 19	金銭贈与 資産買取	47 10	預保法第64条第1項	0	-		
日南信用金庫	13. 3. 26	金銭贈与 資産買取	47 10	預保法第64条第1項	0	-		
石川商銀信用組合	13. 4. 23	金銭贈与 資産買取	10 5	預保法第64条第1項	0	-		
(株) 新潟中央銀行	13. 5. 14	金銭贈与 資産買取	3,560 1,021	預保法第64条第1項	0	-		
(株) 新潟中央銀行	13. 5. 14	金銭贈与 資産買取	1,021 131	預保法第64条第1項	0	-		
振興信用組合	13. 5. 14	金銭贈与 資産買取	131 56	預保法第64条第1項	0	-		
信用組合大阪商銀	13. 5. 28	金銭贈与 資産買取	1,595 226	預保法第64条第1項	684	-		

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位：億円)	⑤投入理由	⑥損が確定した金額 (単位：億円)	⑦その公的資金の現時点での 評価額と投入額の差(円 価換算)	⑧投入額相応の効果 があつたか否か	⑨投入することによつ て上がつた効果の中心 が
(株) 東京相和銀行	13. 6. 11	金銭贈与 資産買取	6,847 1,242	預保法第64条第1項	4,242 0	-	①当該合併等を行つたことによつて、 ②当該合併等が行われたことにより預金者等の保 護が図られた ③当該破綻金融機関が業務を行つていない地域 又は分野における資金の円滑な需給及び利用 者の利便に大きな支障が生ずるおそれ回避 された 等、資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。	
道央信用組合	13. 7. 9	資産買取 金銭贈与	57 14	預保法第64条第1項	3 0	-		
信用組合高知商銀	13. 11. 12	資産買取 金銭贈与	29 7	預保法第64条第1項	0 0	-		
瑞浪商工信用組合	13. 11. 19	金銭贈与 資産買取	18 3	預保法第64条第1項	0 0	-		
朝銀青森信用組合	13. 11. 26	資産買取 金銭贈与	18 7	預保法第64条第1項	7 0	-		
朝銀宮城信用組合	13. 11. 26	金銭贈与 資産買取	49 7	預保法第64条第1項	30 0	-		
朝銀福井信用組合	13. 11. 26	金銭贈与 資産買取	38 12	預保法第64条第1項	22 0	-		
朝銀愛知信用組合	13. 11. 26	金銭贈与 資産買取	885 205	預保法第64条第1項	442 0	-		
朝銀島根信用組合	13. 11. 26	金銭贈与 資産買取	14 2	預保法第64条第1項	4 0	-		
朝銀広島信用組合	13. 11. 26	金銭贈与 資産買取	156 40	預保法第64条第1項	64 0	-		
朝銀山口信用組合	13. 11. 26	金銭贈与 資産買取	577 100	預保法第64条第1項	416 0	-		
朝銀福岡信用組合	13. 11. 26	金銭贈与 資産買取	848 95	預保法第64条第1項	463 0	-		
朝銀長崎信用組合	13. 11. 26	金銭贈与 資産買取	9 1	預保法第64条第1項	6 0	-		
茨城商銀信用組合	13. 12. 25	金銭贈与 資産買取	36 16	預保法第64条第1項	0 0	-		
長崎第一信用組合	14. 1. 15	金銭贈与 資産買取	38 15	預保法第64条第1項	0 0	-		
不動信用組合	14. 1. 28	金銭贈与 資産買取	23 10	預保法第64条第1項	0 0	-		
輪島信用組合	14. 2. 18	金銭贈与 資産買取	5 1	預保法第64条第1項	0 0	-		
宇都宮信用金庫	14. 2. 25	金銭贈与 資産買取	232 154	預保法第64条第1項	0 0	-		
信用組合三重商銀	14. 2. 25	金銭贈与 資産買取	83 15	預保法第64条第1項	0 0	-		

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位：億円)	⑤投入理由	⑥損が確定した金額 (単位：億円)	⑦その公的資金の現時点での評価額と投入額の差(評価差)	⑧投入額相応の効果 があつたか否か	⑨投入することによつて上がつた効果の 中身
日弁信用金庫	14. 2. 25	金銭贈与 資産買取	44 9	預保法第64条第1項	0 0	-		①当該合併等が行われたことによつて、 ②当該合併等が行われたことにより預金者等の保 護が図られた。 ③当該破綻金融機関が業務を行つていてる地域 又は分野における資金の円滑な供給及び利用 者の利便に大きな支障が生ずるおそれ回避 された。 等、資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。
小樽商工信用組合	14. 3. 4	金銭贈与 資産買取	125 53	預保法第64条第1項	0 0	-		
新潟商銀信用組合	14. 3. 18	金銭贈与 資産買取	42 14	預保法第64条第1項	0 0	-		
常滑信用組合	14. 3. 18	金銭贈与 資産買取	132 85	預保法第64条第1項	0 0	-		
春江信用組合	14. 3. 18	金銭贈与 資産買取	9 11	預保法第64条第1項	0 0	-		
中津川信用組合	14. 3. 18	金銭贈与 資産買取	27 8	預保法第64条第1項	0 0	-		
沖繩信用金庫	14. 3. 18	金銭贈与 資産買取	40 62	預保法第64条第1項	0 0	-		
神奈川県青果信用組合	14. 3. 25	金銭贈与 資産買取	17 13	預保法第64条第1項	0 0	-		
大日光信用組合	14. 3. 25	金銭贈与 資産買取	38 19	預保法第64条第1項	0 0	-		
せいか信用組合	14. 3. 25	金銭贈与 資産買取	118 44	預保法第64条第1項	0 0	-		
大阪第一信用金庫	14. 3. 25	金銭贈与 資産買取	114 93	預保法第64条第1項	0 0	-		
関西西宮信用金庫	14. 3. 25	金銭贈与 資産買取	355 359	預保法第64条第1項	0 0	-		
中津信用金庫	14. 3. 25	金銭贈与 資産買取	93 30	預保法第64条第1項	0 0	-		
佐賀関信用金庫	14. 3. 25	金銭贈与 資産買取	26 6	預保法第64条第1項	0 0	-		
東京商銀信用組合	14. 4. 15	金銭贈与 資産買取	1,362 362	預保法第64条第1項	225 0	-		
だいしん信用組合	14. 4. 22	金銭贈与 資産買取	29 36	預保法第64条第1項	0 0	-		
松島炭鉱信用組合	14. 5. 27	金銭贈与 資産買取	3 0	預保法第64条第1項	0 0	-		
網走信用組合	14. 7. 8	金銭贈与 資産買取	89 16	預保法第64条第1項	0 0	-	(注14)	
大栄信用組合	14. 4. 30	金銭贈与 資産買取	194 60	預保法第64条第1項	8 0	-		

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位：億円)	⑤投入理由	⑥拠出確定した金額 (単位：億円)	⑦その公的資金の現時点での評価額と投入額の差(許 容損失)	⑧投入額相応の効果 があったか否か	⑨投入することによっ て上がった効果の中身
旭川商工信用組合	14. 5. 7	金銭贈与 資産買取	206 71	預保法第64条第1項	24 0	-	①資金援助が行われたことにより、 ②当該合併等が行われたことにより、保 護が図られた、機関が業務を行っている地域 又は分野における資金の円滑な需給及び利用 者の利便に大きな支障が生ずるおそれ回避 された 等、資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。	
加賀信用組合	14. 5. 13	金銭贈与 資産買取	9 21	預保法第64条第1項	0 0	-		
信用組合福岡商銀	14. 5. 20	金銭贈与 資産買取	480 50	預保法第64条第1項	(注11) 0	-		
東京富士信用組合	14. 6. 10	金銭贈与 資産買取	133 38	預保法第64条第1項	0 0	-		
宮城県中央信用組合	14. 6. 17	金銭贈与 資産買取	62 70	預保法第64条第1項	0 0	-		
黒磯信用組合	14. 6. 24	金銭贈与 資産買取	124 43	預保法第64条第1項	(注13) 0	-		
馬頭信用組合	14. 6. 24	金銭贈与 資産買取	14 4	預保法第64条第1項	0 0	-		
小川信用組合	14. 6. 24	金銭贈与 資産買取	21 11	預保法第64条第1項	0 0	-		
岩手信用組合	14. 7. 8	金銭贈与 資産買取	33 21	預保法第64条第1項	(注14) 0	-		
岡山県信用組合	14. 7. 8	金銭贈与 資産買取	334 123	預保法第64条第1項	(注14) 0	-		
島原信用組合	14. 7. 15	金銭贈与 資産買取	21 5	預保法第64条第1項	(注15) 0	-		
西筑信用組合	14. 7. 15	金銭贈与 資産買取	22 29	預保法第64条第1項	0 0	-		
神楽信用金庫	14. 5. 20	金銭贈与 資産買取	39 44	預保法第64条第1項	(注11) 0	-		
三栄信用組合	14. 5. 27	金銭贈与 資産買取	238 91	預保法第64条第1項	0 0	-		
信用組合京都商銀	14. 5. 27	金銭贈与 資産買取	494 103	預保法第64条第1項	0 0	-		
長島信用金庫	14. 6. 3	金銭贈与 資産買取	27 4	預保法第64条第1項	0 0	-		
佐伯信用金庫	14. 6. 10	金銭贈与 資産買取	93 28	預保法第64条第1項	0 0	-		
都民信用組合	14. 6. 17	金銭贈与 資産買取	307 223	預保法第64条第1項	(注12) 0	-		
池袋信用組合	14. 6. 17	金銭贈与 資産買取	130 63	預保法第64条第1項	(注12) 0	-		
信用組合関西興銀	14. 6. 17	金銭贈与 資産買取	6,580 1,483	預保法第64条第1項	(注12) 0	-		

①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位：億円)	⑤投入理由	⑧損が確定した金額 (単位：億円)	⑨その公約資金の現時点での 評価額と投入額の差(評 価差)	⑩投入額相応の効果が あったか否か	⑦投入することによ つた効果の中身
栃木県中央信用組合	14. 6. 24	金銭贈与 資産買取	76 67	預保法第64条第1項	(注13) 0	-		⑩資金援助が行われたことにより、 ①当該合併等を行うことが可能になった、保 護が図られた。 ②当該破綻金融機関が業務を行っている地域 又は分野における資金の円滑な供給及び利用 者の利便に大きな支障が生ずるおそれが見出 された ③資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。
千葉商船信用組合	14. 6. 24	金銭贈与 資産買取	51 18	預保法第64条第1項	(注13) 0	-		
東京食品信用組合	14. 7. 8	金銭贈与 資産買取	117 78	預保法第64条第1項	(注14) 0	-		
第三信用組合	14. 7. 15	金銭贈与 資産買取	78 39	預保法第64条第1項	(注15) 0	-		
東京信用組合	14. 7. 15	金銭贈与 資産買取	67 20	預保法第64条第1項	(注15) 0	-		
秋田県中央信用組合	14. 7. 22	金銭贈与 資産買取	27 56	預保法第64条第1項	0 0	-		
東京中央信用組合	14. 7. 22	金銭贈与 資産買取	84 10	預保法第64条第1項	40 0	-		
石川たばこ信用組合	14. 7. 22	金銭贈与 資産買取	7 5	預保法第64条第1項	0 0	-		
上田商工信用組合	14. 8. 5	金銭贈与 資産買取	141 155	預保法第64条第1項	0 0	-		
厚木信用組合	14. 8. 12	金銭贈与 資産買取	73 93	預保法第64条第1項	0 0	-		
千葉県商工信用組合	14. 8. 19	金銭贈与 資産買取	331 168	預保法第64条第1項	19 0	-		
相互信用金庫	14. 6. 10	金銭贈与 資産買取	781 632	預保法第64条第1項	0 0	-		
船橋信用金庫	14. 6. 17	金銭贈与 資産買取	399 351	預保法第64条第1項	0 0	-		
紀南信用組合	14. 6. 17	金銭贈与 資産買取	7 14	預保法第64条第1項	0 0	-		
大分商船信用組合	14. 7. 15	金銭贈与 資産買取	26 4	預保法第64条第1項	(注15) 0	-		
暁信用組合	14. 8. 12	金銭贈与 資産買取	32 11	預保法第64条第1項	(注16) 0	-		
永代信用組合	14. 9. 17	金銭贈与 資産買取	1,142 450	預保法第64条第1項	460 0	-		
石岡信用金庫	14. 9. 24	金銭贈与 資産買取	311 173	預保法第64条第1項	13 0	-		
朝銀近畿信用組合	14. 8. 12	金銭贈与 資産買取	2,634 622	預保法第64条第1項	(注16) 0	-		
朝銀東京信用組合	14. 12. 30	金銭贈与 資産買取	2,086 210	預保法第64条第1項	(注17) 0	-		
朝銀千葉信用組合	14. 12. 30	金銭贈与 資産買取	330 31	預保法第64条第1項	(注17) 0	-		



①金融機関等名	②投入年月	③投入方法	④投入金額 (単位：億円)	⑤投入理由	⑥増が確定した金額 (単位：億円)	⑦その公的資金の現時点での評価額と投入額の差 (評価法)	⑧投入額相応の効果 があつたか否か	⑨投入することによつて上がつた効果の本身
朝銀新協信用組合	14. 12. 30	金銭贈与 資産買取	52 6	預保法第64条第1項	(注17) 0	-	①当該合併等が行われたことによつて、 ②当該合併等が行われたことによつて預金者等の保護が図られた、 ③当該破綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者 の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること 等、資金援助が我が国の金融システムの安定 化に寄与したことが認められる。	
朝銀長野信用組合	14. 12. 30	資産買取	104 15	預保法第64条第1項	(注17) 0	-		
朝銀関東信用組合	14. 12. 30	金銭贈与 資産買取	1,094 180	預保法第64条第1項	(注17) 0	-		
(株) 中部銀行	15. 3. 3	金銭贈与 資産買取	944 646	預保法第64条第1項	0	0		
(株) 石川銀行	15. 3. 24	資産買取	1,809 894	預保法第64条第1項	548 0	-		

- 注1. 「①金融機関等名」欄には、資本増強を受けた金融機関名又は破綻金融機関名を記入した。
- 注2. 「④投入金額」欄については、億円未満を四捨五入した。
- 注3. 預保法とは、預金保険法を、旧安定化法とは、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を、金融再生法とは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律を、早期健全化法とは、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律をいう。
- 注4. 旧安定化法に基づく旧安田信託銀行(株)、旧(株)さくら銀行、旧(株)住友銀行、旧(株)三和銀行、旧(株)東海銀行、旧東洋信託銀行(株)、旧中央信託銀行(株)、住友信託銀行(株)及び旧(株)日本長期信用銀行の劣後債及び劣後ローンは、平成15年3月31日に、また、(株)横浜銀行の劣後ローンは同年5月9日に、それぞれ当初の約款に基づき金融機関側の権利行使により期間前償還(劣後債)又は任意弁済(劣後ローン)が行われた。(但し、旧安田信託銀行(株)の期間前償還額は1,500億円のうち500億円である。)
- 注5. (株)東京三菱銀行の劣後債は平成12年2月28日に、また、三菱信託銀行(株)の劣後債は同年12月22日に、それぞれ買入凍結が行われた。
- 注6. 三菱信託銀行(株)の優先株は、平成13年1月24日に第三者へ売却された。
- 注7. 旧(株)日本長期信用銀行及び旧(株)日本債券信用銀行の優先株に関する「⑥その公的資金の現時点での評価額と投入額の差」欄については、公的資金投入額と株価算定委員会において決定された株式の対面との差額に基づくものである。
- 注8. 「⑥増が確定した金額」欄のうち、金銭贈与については、投入年月日において預金保険法附則第19条の5第1項の規定により国債の償還を受けた額を記入した。それ以外については、国の負担が確定したものは無いので、「0」とした。
- 注9. 平成11年11月22日に交付国債の償還を受けた額は16億円である。
- 注10. 平成11年12月13日に交付国債の償還を受けた額は61億円である。
- 注11. 平成14年5月20日に交付国債の償還を受けた額は275億円である。
- 注12. 平成14年6月17日に交付国債の償還を受けた額は3,278億円である。
- 注13. 平成14年6月24日に交付国債の償還を受けた額は34億円である。
- 注14. 平成14年7月8日に交付国債の償還を受けた額は104億円である。
- 注15. 平成14年7月15日に交付国債の償還を受けた額は36億円である。
- 注16. 平成14年8月12日に交付国債の償還を受けた額は1,428億円である。
- 注17. 平成14年12月30日に交付国債の償還を受けた額は2,023億円である。
- 注18. 金銭贈与については、そもそも評価になじまない、資産買取については、(株)整理回収機構が個別金融機関ごとに債権を管理していない。このため、金銭贈与及び資産買取については、「⑥その公的資金の現時点での評価額と投入額の差」欄を、「-」とした。なお、重要資産の回収益から貸倒引当金等の費用を控除した金額は1,526億円となっており、これは(株)整理回収機構より預金保険機構に轉付されている。
- 注19. (株)日本長期信用銀行及び(株)日本債券信用銀行については、金融再生法第61条に基づき買付け4962,000億円(返済済み)等がある。
- 注20. 上記のほか、金融再生法第53条第1項第1号ニ掲げる金融機関等からの資産の買取り2,806億円等がある。